

委員会提出議案第 1 号

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 3 月 4 日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 武 笠 光 明

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成 14 年さいたま市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）</p> <p>第 15 条第 8 項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>選挙区 議員数</p> <p>西区 4 人</p> <p>北区 7 人</p> <p>大宮区 5 人</p> <p>見沼区 8 人</p> <p>中央区 5 人</p> <p>桜区 5 人</p> <p>浦和区 7 人</p> <p>南区 <u>9 人</u></p> <p>緑区 5 人</p> <p>岩槻区 <u>5 人</u></p>	<p>（各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）</p> <p>第 15 条第 8 項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>選挙区 議員数</p> <p>西区 4 人</p> <p>北区 7 人</p> <p>大宮区 5 人</p> <p>見沼区 8 人</p> <p>中央区 5 人</p> <p>桜区 5 人</p> <p>浦和区 7 人</p> <p>南区 <u>8 人</u></p> <p>緑区 5 人</p> <p>岩槻区 <u>6 人</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。